

2024年(令和6年)

1月号

千葉市消費生活センター

暮らしの情報

いずみ

悪質
商法
ひかか
らん蔵

令和5年11月 相談件数

494件



(前月比: △71件)

(前年同月比: △26件)

掲載
内容

- 関東甲信越ブロック
若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン
- 若者に多い消費者トラブルは？
- クレジットカードのしくみと注意点！
- 多重債務者特別相談のご案内
- 消費者被害注意報

関東甲信越ブロック若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン

千葉市では、悪質商法による若者の消費者被害を防ぐため、関東甲信越地区の都県、政令市などと共同で、1月～3月の間、キャンペーンを実施します。

若者に多い消費者トラブルの事例を4コマ漫画で分かりやすく解説しているリーフレットを、区役所や図書館等の公共施設で配布します。

また、若者向け特別電話相談を下記の日程で実施します。



若者向け特別電話相談

ひとりで悩まず、すぐ相談を！

「強引に契約させられた」「契約前の説明と違う」などの商品・サービスの契約トラブルについて、解決に向けた助言や情報提供、必要に応じて事業者とのあっせん交渉を行います。

専門の相談員がお話を伺いますので、まずはお電話ください。

日 時: 令和6年1月11日(木)・12(金) 9:00～16:30

対 象: 市内在住・在勤・在学の方

電話番号: 043-207-3000(相談専用)

インターネット消費生活相談の受付はこちら →→→→→

相談の前に注意事項をご確認ください。



若者に多い消費者トラブル事例を
次のページで紹介します



借金をさせて契約を迫る手口



脱毛エステの契約トラブル



『消費者庁 若者ナビ!』のご案内

消費者庁LINE公式アカウント「消費者庁若者ナビ!」では、若者向けの消費者トラブル関連の情報などを発信しています。

友だち登録はこちらから→



若者に多い消費者トラブルは？

借金をさせて契約を迫る手口に注意

事例

「1日10分の簡単作業」という広告を見て副業サイトに友だち登録した。2,000円の情報商材を購入すると、後日、事業者から「手っ取り早くもうかる200万円のサポートプランがあなたに合っている」と勧められた。「お金がない」と断ると「借金の方法を教えるので、スマートフォンに遠隔操作アプリをダウンロードするように」と案内され指示に従い、言われるままに貸金業者から借金をして指定された銀行口座に振り込んでしまった。



注意するポイント

◎簡単に『もうかる』ようなうまい話はありません！
借金をしてまで契約しないようにしましょう

◎遠隔操作アプリは安易にインストールしないようにしましょう！
遠隔操作によって自分が望まない操作をされる恐れがあります。

遠隔操作アプリを利用した状態で貸金業者のサイトに登録した場合、事業者にIDやパスワードを知られてしまっている場合があります。すぐにパスワード変更をしたり、貸金業者に連絡を取り事情を伝え、悪用されないようにしましょう。



脱毛エステの契約トラブルに注意

事例

「10万円の全身脱毛」のSNS広告を見て無料カウンセリングを予約した。クリニックに出向き希望を伝えたところ、「広告の施術は効果が低い。より効果が高い70万円のコースを、今日契約すれば特別に50万円にする」と勧められ、クレジットカード払いで契約した。高額な契約をしてしまったと後悔している。



注意するポイント

◎その場で契約をしないようにしましょう

◎低価格の広告をうのみにしないようにしましょう

◎強引に契約を迫られても、きっぱりと断りましょう

◎クーリング・オフできる場合があります。不安に思ったら早めに消費生活センターに相談しましょう

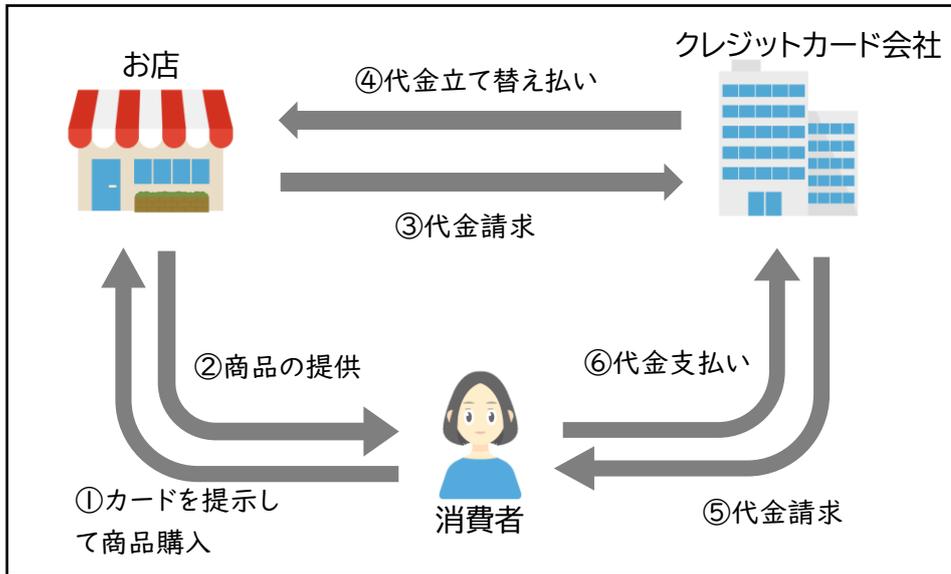


男性からの相談も増えています！！



クレジットカードのしくみと注意点！

クレジットカードの利用は、現金の持ち合わせがないときや急な出費のときなどにとっても便利です。しかし、使いすぎて返済が困難になったり、カードの不正利用による被害など、トラブルに巻き込まれる場合もありますので、正しい知識を身に付けることが大切です。



私たちがクレジットカードで買い物をすると、クレジットカード会社が代金を立て替え、私たちは後日クレジットカード会社へ使った分の代金を支払います。

クレジットカードを使うのは、借金をしているのと同じことです。

<クレジットカードを利用した買い物のしくみの一例>

✓ 利用明細を必ず確認！

毎月の利用明細は必ず確認して支払金額・支払日を把握し、銀行の口座残高にも注意しましょう。身に覚えのない請求があったら、すぐにクレジットカード会社へ連絡しましょう。



✓ 支払い計画は余裕をもって

確実に支払える範囲内で利用しましょう。



また、クレジットカードの支払方法には、一括払い・分割払い・リボルビング払いがあります。それぞれの支払方法にはメリット・デメリットがありますが、特にリボルビング払いは、月々の支払額を少額に抑えられる反面、支払期間が長期化し、利用残高に応じた手数料がかかり支払総額が多くなります。他の支払方法よりも仕組みが複雑なので、よく理解し利用残高や手数料の確認を忘れずにしましょう。

多重債務者特別相談のご案内

借金を返済するためにさらに借金を重ねてしまう『多重債務』でお困りの方は身近にいませんか？ 多重債務は深刻な社会問題にもなっており、早急な対応が必要です。消費生活センターでは、弁護士による多重債務者特別相談を実施しています。お早めにご相談ください。

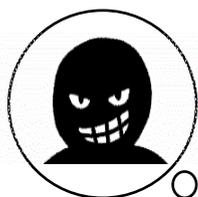
日 時	毎月第2・4木曜日(祝日、年末年始を除く) 13:00~16:00
場 所	消費生活センター 2階
対 象 者	市内在住・在勤・在学の方
申込方法	事前予約制です。まずは、お電話でお申し込みください。 ☎043-207-3000(相談専用電話)



消費者被害注意報

No. 111

「無料で屋根を点検します!」などと 業者が**突然訪問**してきたら**要注意!**



近所で家の屋根を工事している〇〇会社です。
無料でお近くの家への点検も実施しています。
よろしければ、お宅の屋根も点検しましょうか。

点検した結果、瓦が浮いていました。
修理しないと強風で瓦が飛んでしまい、
ご近所さんに迷惑をかけることになります。

今日ご契約なら3割引きで修理します。
火災保険も適用できますし、申請の代行も行います。

悪質業者の狙いはこれだ!!

- ・点検時に、わざと瓦を浮かせて、修理が必要な状況を作る。
- ・不安、安心、お得感を与えれば、騙して契約できる。

消費者トラブル防止のために



- 無料でも訪問業者に安易に点検させないようにしましょう。
- 訪問業者の話をうのみにせず、その場で契約しないようにしましょう。
- 契約前に複数の業者から見積りを取り、十分に比較検討しましょう。
- 保険金の活用を促されても、本当に保険適用できるケースなのか保険会社にご自身で直接確認しましょう。申請手続きもご自身で行いましょう。
- 契約してしまっても、クーリング・オフや契約の取り消しができる場合があります。困ったらすぐに消費生活センターに相談しましょう。

商品・サービスの契約トラブルは千葉市消費生活センターへ

相談専用電話

☎043-207-3000

※月曜日～土曜日 9:00～16:30 ※祝日・年末年始は除く